

# 地域包括診療加算についてのお知らせ

当院では2026年2月より地域包括支援加算の施設基準を満たし、算定させていただきます。

地域包括診療加算の算定に当たり、当院では、

- ・健康相談及び予防接種に関する相談を実施しております。
- ・介護保険制度の利用等に関する相談を行っており、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び相談支援専門員からの相談に適切に対応致します。
- ・患者さんの状態に応じ、28日以上長期投薬またはリフィル処方を行います。

地域包括支援加算は、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、慢性腎臓病、慢性心不全、認知症等（令和8年6月以降は要支援・要介護認定を受けている方も）のうち、2つ以上の疾患を有する患者さんに対して、継続的・包括的に診療を提供するかかりつけ医機能を評価するための加算であり、

既に算定させて頂いている、高血圧症、糖尿病、脂質異常症の患者さんに対する生活習慣病指導管理料とは別のものです。

療養計画書とは別に、同意書にご署名頂くことになり、お手数をお掛け致しますが、ご協力の程何卒宜しくお願い申し上げます。